

○宇城広域連合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

平成19年4月1日 宇城広域連合規則第14号
改正 平成20年3月28日 宇城広域連合規則第3号
改正 平成25年2月20日 宇城広域連合規則第2号
改正 平成27年3月27日 宇城広域連合規則第3号

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 級別資格基準（第4条－第9条）
- 第3章 初任給（第10条－第15条）
- 第4章 昇格その他の異動（第16条－第23条）
- 第5章 昇給（第24条－第32条）
- 第6章 補則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、宇城広域連合一般職の職員の給与に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第21号。以下「給与条例」という。）の規定に基づき、初任給、昇格、昇給等に関し必要な事項を定めるものとする。

（職務の級及び号給の決定）

第2条 任命権者は、給与条例の規定により、その所属の職員の職務の級及び号給を決定するには、別に定める場合を除き、この規則の定めるところによらなければならない。

（定義）

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 給与条例第3条に規定する給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- （2）昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- （3）降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （4）経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（この規則においてその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- （5）必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- （6）在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

（7）必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。

（8）正規の試験 宇城広域連合職員の任用に関する規則（平成19年宇城広域連合規則第8号）第5条の規定による試験をいう。

第2章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第1に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるところとする。

（級別資格基準表の適用方法）

第5条 級別資格基準表は、職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は、次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分は、その他の職員に適用する。ただし、同表に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

（1）正規の試験の結果に基づいて職員となった者

（2）正規の試験に準ずる試験の結果に基づき、広域連合長が承認した方法により選択されて職員となった者

（3）特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難及び責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ広域連合長の承認を得たもの

3 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、同表において別に定める場合を除き、別表第2に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(経験年数の取扱いの特例)

第8条 級別資格基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2条の規定にかかわらず、その定めるところによる。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第15条の規定の適用を受けた職員 部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間

(2) 第20条第1項又は第22条第1項に規定する異動をした職員 部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間

第3章 初任給

(初任給基準)

第10条 新たに職員となった者の号給は、給与条例別表第2級別職務分類表の規定により決定された職務の級の号給のうち、原則としてその者の資格に応ずる初任給基準表（別表第5）に掲げる号給と同じ号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは、同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に得られる号給とする。ただし、初任給基準表の職種欄若しくは試験欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される同表のこれらの欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号給は、その者の属する職務の級の最低の号給とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号給に

については、前項の規定にかかわらず、第12条から第15条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給とすることができる。

（初任給基準表の適用方法）

第11条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分又は試験欄の区分（職種欄の区分及び試験欄の区分の定めがあるものにあつては、それぞれの区分）及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

（学歴免許等の資格による号給の調整）

第12条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。

2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短期大学卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

（経験年数を有する者の号給）

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち、当該各号に定める経験年数を有する者の号給は、第10条第1項の規定による号給（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、同項の規定による号給。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第4号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて広域連合長の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で広域連

合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあつては「大学卒」の区分、「短期大学卒業程度」にあつては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (2) 第5条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (3) 前2号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
- (4) 第1号又は第2号に該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数

2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。

3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第6条から第8条までの規定を準用する。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号給）

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号給）

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これ

らの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない地方公務員
- (2) 国家公務員
- (3) 公共企業体に勤務する者
- (4) 広域連合長が前3号に掲げる者に準ずると認める者

第4章 昇格その他の異動

（昇格）

第16条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数を有しているときは、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経過年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経過年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第17条 職員が第5条第2項各号のいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

（昇格の場合の号給）

第18条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第6に定める行政職給料表昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項

の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

- 4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第19条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

- 2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

- 3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第20条 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ、又は引き続き従前の職務の級にとどまらせるものとする。

- 2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(初任給基準を異にする異動をした職員の号給)

第21条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき（免許等を必要とする職務に異動した者にあつては、その免許等を取得したとき）から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (2) その初任給の決定について第15条の規定の適用を受けた者及び広域連合長の定める者（次号に掲げる者を除く。） あらかじめ広域連合長の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号給
- (3) 基準日以後に新たに職員となった者のうち広域連合長の定める異動に該当する異動をした者 異動の日の前日における号給を広域連合長の定めるところにより調整した場合に

得られる号給

2 前項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号給をもって、その者の異動後の号給とすることができる。

3 第18条及び第19条の規定は、前条第1項に規定する異動をしたことにより昇格し、又は降格した職員の号給については適用しない。

（給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級）

第22条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 第20条第2項の規定は、前項の規定により職務の級を決定する場合に準用する。

（給料表の適用を異にする異動をした職員の号給）

第23条 第21条第1項（第3号を除く。）及び同条第2項の規定は、前条第1項に規定する異動をした職員の異動後の号給について準用する。この場合において、第21条第1項第1号中「次号及び第3号」とあるのは「次号」と、同項第2号中「広域連合長の定める者（次号に掲げる者を除く。）」とあるのは「広域連合長の定める者」と読み替えるものとする。

第5章 昇給

（昇給日）

第24条 給与条例第4条第3項の規則で定める日は、第27条又は第28条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第25条 給与条例第4条第3項の規定による昇給（第27条又は第28条に定めるところにより行うものを除く。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（昇給の号給数）

第26条 職員を給与条例第4条第3項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、別に定める。

（研修、表彰等による昇給）

第27条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合長の定めるところにより、当該各号に定める日に、給与条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

（1）研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月

の翌月の初日までの日

(2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日

(3) 職制若しくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

第28条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得て、広域連合長の定める日に、給与条例第4条第3項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第29条 第25条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(上位資格の取得等の場合の号給の決定)

第30条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第18条第3項又は第21条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合を除く。）又は広域連合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を広域連合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第31条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣の期間又は休暇の期間を別表第7に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に広域連合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 派遣職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て定める基準に従いその者の号給を調整することができる。

（給料の訂正）

第32条 職員の給料の決定に誤りがあり、各任命権者がこれを訂正しようとする場合において、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第6章 補則

（報告）

第33条 広域連合長は、この規則で別に定めるもののほか、必要があると認めるときは、給与条例第3条第3項に規定する任命権者に対し、職員の職務の級及び号給の決定等に係る事項について報告を求めることができる。

（この規則により難い場合の措置）

第34条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、別に広域連合長の定めるところにより、又はあらかじめ広域連合長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、統合前の宇城広域消防衛生施設組合、宇土・富合清掃センター組合、宇城広域清掃施設組合、宇城広域火葬場組合、下益城火葬場組合（以下「統合前の関係一部事務組合」という。）の職員であった者で、引き続き施行日において本広域連合に採用された職員については、統合前の関係一部事務組合の規定によりなされた承認、決定その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなし、その期間は、通算する。

附 則（平成20年3月28日宇城広域連合規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月20日宇城広域連合規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日宇城広域連合規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

級別資格基準表

試 験		学 歴 免許等	職 務 の 級						
			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
正 規 の 試 験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4	2	2	別に定 める。
			0	3	7	11	13	15	
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4	2	2	
			0	6	10	14	16	18	
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4	2	2	
			0	8	12	16	18	20	
その他		中学卒		9	4	4	2	2	
			3	12	16	20	22	24	

備考 この表の職務の級欄に掲げる上段の数字は当該職務の級に決定されるための1級下位の職務の級における必要在級年数を示し、下段の数字は学歴免許等欄に掲げるそれぞれの学歴免許等の資格を有する者が当該職務の級に決定されるための必要経験年数を示す。

別表第2（第5条関係）

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
2 短期大学卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限

		る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

備考 この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健師助産師看護師法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第3 (第6条関係)

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下 (部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間 (正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	50/100以下 (部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下)
	その他の期間	25/100以下 (部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、50/100以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を80/100以下 (部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下) とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に直接役立つと認められる期間で広域連合長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄を広域連合長が別に定める。

別表第4（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

別表第5（第10条関係）

初任給基準表

職種	試験		学歴免許等	初任給
一般職	正規の試験	大学卒業程度		1級25号給
		短期大学卒業程度		1級15号給
		高校卒業程度		1級5号給
	その他		高等学校卒	1級1号給
消防職員	正規の試験	大学卒業程度		1級29号給
		短期大学卒業程度		1級19号給
		高校卒業程度		1級9号給
	その他		高等学校卒	1級5号給

別表第6（第18条関係）

行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21

第5編 給与 (宇城広域連合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則)

35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	32
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	33
64	28	44	46	56	48	33
65	29	45	46	57	49	33
66	29	45	46	58	49	34
67	30	46	47	59	50	34
68	30	46	47	60	50	34
69	31	47	47	61	50	34
70	31	47	48	62	50	35
71	32	48	48	63	50	35
72	32	48	48	64	51	35

第5編 給与 (宇城広域連合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則)

73	33	49	49	65	51	35
74	33	49	49	66	51	36
75	34	49	49	67	51	36
76	34	49	50	68	51	36
77	35	50	50	68	52	37
78	35	50	50	68	52	
79	36	50	51	69	52	
80	36	50	51	69	52	
81	37	51	51	69	52	
82	37	51	52	70	53	
83	38	51	52	70	53	
84	38	51	52	70	53	
85	39	52	53	71	53	
86	39	52	53	71		
87	40	52	53	71		
88	40	52	53	72		
89	41	53	54	73		
90	41	53	54	74		
91	42	53	54	75		
92	42	53	54	76		
93	43	53	55	77		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	55			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	56			
102		55	56			
103		55	57			
104		56	57			
105		56	57			
106		56	57			
107		56	57			
108		56	58			
109		56	58			
110		57	58			

第5編 給与（宇城広域連合一般職の職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則）

111		57	58			
112		57	58			
113		57	59			
114		57				
115		57				
116		58				
117		58				
118		58				
119		58				
120		58				
121		58				
122		59				
123		59				
124		59				
125		59				

別表第7（第31条関係）

休職期間等換算表

事由	引き続き勤務しない期間についての換算表
給与条例第22条第1項の休職及び宇城広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年宇城広域連合条例第17号。以下「勤務時間条例」という。）第13条第1号の規定による休暇	3／3以下
派遣職員の派遣	
給与条例第22条第2項及び第3項の休職並びに勤務時間条例第13条第2号の規定による休暇	1／3以下（ただし、結核性疾患にあっては、1／2以下とすることができる。）
地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた場合	2／3以下
勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	1／2以下
給与条例第22条第4項の休職	0（ただし、無罪判決を受けた場合は、3／3以下とすることができる。）